

議員提出議案第5号

「国民の健康、食品の安全性を確保」するための、食品の安全に係る包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成14年6月19日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎

平成14年6月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

「国民の健康、食品の安全性を確保」するための、食品の安全に係る包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書

日本でもBSEが発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を始めとする様々な偽装事件の続発により、消費者は食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くと共に、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。近年、食品の安全では、O157、ダイオキシン、遺伝子組換え食品などの新しい問題も続出している。

こうした中で、今回のBSE問題からは、生産者にとっても、消費者の健康や安全性を最優先することが、生産者と消費者の相互信頼や持続可能な農業生産につながるということが明らかになった。

現在、政府や国会等の場で、食品の安全に係る包括的法律（「食品安全新法」）の制定や新しい行政組織設置の検討が行われているが、今日的な食品安全の社会システムを求める立場から、これらが積極的に促進されることが求められている。

しかし、その際には、消費者を最優先に位置づけ、国民の健康や食品の安全性を確保するものであることが、第一義的に必要であり、生産振興から独立し

た食品安全組織であることや、「リスク分析」システムの確立、消費者の参加、情報公開などのリスクコミュニケーションの確立が必要である。同時に実際の食品の安全を確保するための中心的な法律である食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に、「国民の健康」や「食品の安全性確保」を位置付け、そのための行政の責務を明らかにし、具体的に食品の安全性が確保されるようにすること、また食品の表示制度について、消費者の権利の観点から、総合的・一元的に見直すことが必要である。

よって、国においては、「国民の健康と食品の安全性を確保する」ことを目的とした「食品安全新法」の制定、新行政組織の設置を進め、同時に食品衛生法の抜本的改正や運用の強化について実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年6月19日

鳥取県三朝町議会

三朝町議会

食品安全の確保、国民の健康と食品の安全性を確保する、食品衛生法の抜本的改正、新行政組織の設置、消費者の権利の観点から、総合的・一元的に見直すことが必要である。

よって、国においては、「国民の健康と食品の安全性を確保する」ことを目的とした「食品安全新法」の制定、新行政組織の設置を進め、同時に食品衛生法の抜本的改正や運用の強化について実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年6月19日

鳥取県三朝町議会